

# 退職給付会計実務シリーズ⑪ 開示

年金数理人 しばた しんいち 柴田 伸一

2014年3月期から段階的に適用されることとなる「改正後日本基準」(2012年5月17日に企業会計基準委員会より公表された「企業会計基準第26号 退職給付に関する会計基準」(以下、「会計基準」)及び「企業会計基準適用指針第25号 退職給付に関する会計基準の適用指針」(以下、「適用指針」))の主な改正内容は、①未認識数理計算上の差異等の処理方法(貸借対照表上での即時認識)、②退職給付債務等の計算方法、そして③開示の拡充である。

このうち①及び②については、これまでの退職給付会計実務シリーズで取り上げている。今回の退職

給付会計実務シリーズでは開示について取り上げる。なお、文中の意見に係る部分は筆者の私見である。

## 確定給付制度の開示

確定給付制度に係る次の事項について連結財務諸表及び個別財務諸表において注記する。なお、②から⑪について、連結財務諸表において注記している場合には、個別財務諸表において記載することを要しない(会計基準第30項)。

- ① 退職給付の会計処理基準に関する事項
- ② 企業の採用する退職給付制度の概要
- ③ 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表
- ④ 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
- ⑤ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表
- ⑥ 退職給付に関連する損益
- ⑦ その他の包括利益に計上された数理計算上の差異及び過去勤務費用の内訳
- ⑧ 貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上された未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の内訳
- ⑨ 年金資産に関する事項(年金資産の主な内訳を含む。)
- ⑩ 数理計算上の計算基礎に関する事項
- ⑪ その他の退職給付に関する事項

## 退職給付会計のワークシートとの関係

開示項目のうち③～⑧は退職給付会計のワークシートから情報を得ることができる。下図はこれらの開示項目と退職給付会計のワークシートとの関係を

示している。なお、当該ワークシートは本誌2013年3月号(Vol.439)「退職給付会計実務シリーズ ③ 退職給付会計のワークシート」で用いたものと同一である。

	<第1列> 期首 x1.4.1	<第2列> 退職給付 費用	<第3列> 給付/掛金 支払額	<第4列> 予定 x2.3.31	<第5列> 数理計算 上の差異	<第6列> 実際 x2.3.31
割引率	2.0%			2.0%		
長期期待運用収益率	3.0%			3.0%		
平均残存勤務期間	12年			12年		
退職給付債務	③ (12,000)	S (750) I (240)	P 600	(12,390)	(110)	(12,500)
年金資産	④ 7,000	R 210	P (600) C 750	7,360	(360)	7,000
退職給付に係る負債	(5,000)	(780)	750	(5,030)	(470)	(5,500)
退職給付費用		(780)	370			⑤
退職給付に係る調整額	⑥	(270)	(100)		470	⑦
(税効果分)		148			(188)	⑧
未認識数理計算上の差異	1,500	A1 (270)		1,230	470	1,700
未認識過去勤務費用	500	A2 (100)		400		400
(税効果分)	(800)	148		(652)	(188)	(840)
退職給付に係る調整累計額	1,200	(222)		978	282	1,260

記号の意味 S 勤務費用  
I 利息費用  
R 期待運用収益  
A1 数理計算上の差異の費用処理額  
A2 過去勤務費用の費用処理額  
P 退職一時金・年金制度による給付額(実績)  
C 年金制度に対する掛金(実績)

前提条件：税効果については、その他の包括利益に関連するものだけを示す。  
繰延税金資産の回収可能性に問題はなく、法定実行税率は40%とする。

## 開示例

示項目③～⑧)は上記の退職給付会計のワークシートを元としている。

開示例を以下に示す。なお、数値に関する部分(開

### (退職給付に係る重要な会計方針)

(ア) 退職給付に係る負債又は資産並びに退職給付費用の処理方法(開示項目①)

#### ① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっている。

#### ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしている。

### (退職給付に係る注記)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要(開示項目②)

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用している。

確定給付企業年金制度では、キャッシュバランスプランを採用している。当該制度では、加入者ごとに積立額及び年金額の前資に相当する仮想個人口座を設ける。仮想個人口座には、主として市場金利の動向に基づく利息クレジットと、給与水準等に基づく拠出クレジットを累積する。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表 (開示項目③)	
期首における退職給付債務	12,000
勤務費用	750
利息費用	240
数理計算上の差異の当期発生額	110
退職給付の支払額	△600
過去勤務費用の当期発生額	—
その他	—
期末における退職給付債務	<u>12,500</u>

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (開示項目④)	
期首における年金資産	7,000
期待運用収益	210
数理計算上の差異の当期発生額	△360
事業主からの拠出額	750
退職給付の支払額	△600
その他	—
期末における年金資産	<u>7,000</u>

(3) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び資産の調整表 (開示項目⑤)	
積立型制度の退職給付債務	12,500
年金資産	△7,000
	5,500
非積立型制度の退職給付債務	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>5,500</u>
退職給付に係る負債	5,500
退職給付に係る資産	—
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>5,500</u>

(4) 退職給付に関連する損益 (開示項目⑥)	
勤務費用	750
利息費用	240
期待運用収益	△210
数理計算上の差異の当期の費用処理額	270
過去勤務費用の当期の費用処理額	100
その他	—
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>1,150</u>

(5) その他の包括利益等に計上された項目の内訳	
その他の包括利益に計上した項目 (税効果控除前) の内訳は次のとおりである (開示項目⑦)。	
過去勤務費用	100
数理計算上の差異	△200
合計	<u>△100</u>
その他の包括利益累計額に計上した項目 (税効果控除前) の内訳は次のとおりである (開示項目⑧)。	
未認識過去勤務費用	△400
未認識数理計算上の差異	△1,700
合計	<u>△2,100</u>

(6) 年金資産の主な内訳（開示項目⑨）

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりである。

国内債券	34%
国内株式	15%
外国債券	13%
外国株式	15%
保険資産（一般勘定）	12%
現金及び預金	4%
その他	7%
合計	<u>100%</u>

(7) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載（開示項目⑨）

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮している。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項（開示項目⑩）

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしている。）

割引率	2.0%
再評価率	1.5%
長期期待運用収益率	3.0%

年金資産の内訳開示（開示項目⑨）に関し、適用指針第59項では、株式、債券などの種類ごとの割合又は金額の開示が要求されている。これらの情報は会計基準の改正前では入手の必要はなかったが、改正後は信託銀行及び生命保険会社等の資産運用の委託先から追加で情報を入手する必要がある。また、退職給付信託が設定された企業年金制度について、年金資産の合計額に対する退職給付信託の額の割合が重要である場合には、その割合又は金額を別に付記することとされている。

数理計算上の計算基礎に関する事項（開示項目⑩）に関し、適用指針第60項では、割引率、長期期待運用収益率及びその他の重要な計算基礎（予想昇給

率等）を開示することが求められている。その他の重要な計算基礎として、例えば、キャッシュバランズプランを採用している場合は、再評価率を開示することが考えられる。

## 簡便法における開示

簡便法を適用した退職給付制度がある場合、原則法による注記事項とは別に次の事項を注記することが求められている（適用指針第62項）。ただし、連結財務諸表における重要性が乏しい場合には、原則法による注記事項に含めて開示することもできるものと考えられるとされている（適用指針第117項）。

- ① 退職給付の会計処理基準に関する事項として、適用した退職給付債務の計算方法
- ② 退職給付制度の概要として、簡便法を適用した制度の概要
- ③ 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債（又は資産）の期首残高と期末残高の調整表（退職給付費用、退職給付の支払額、拠出額の内訳を示す。）
- ④ 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表（簡便法を適用した退職給付制度以外の制度について当該注記をする場合、その内訳に合算することができる。）
- ⑤ 退職給付費用（簡便法を適用した退職給付制度以外の制度について当該注記をする場合、その内訳に追加することができる。）

## IAS第19号における開示

IAS第19号が要求する開示は以下の3点である。

- 確定給付制度の特徴及び関連するリスクの説明
- 確定給付制度から生じた財務諸表上の金額の識別と説明
- 確定給付制度が企業の将来キャッシュフローの金

額、時期及び不確実性にどのように影響する可能性があるかの記述

上記の目的を満たすために、詳細度合い、重点度合い、集約・分解度合い、及び追加情報の要否（定量的情報の評価のため）を考慮しなければならないとされている。

IAS第19号では、改正後日本基準と比べてもよ

り広範囲の情報の開示が求められている。以下で特に重要と思われるものについて解説する。

#### (1) 再測定及びその要因別の内訳

改正後日本基準においても、数理計算上の差異の当期発生額を年金資産から発生したものと退職給付債務から発生したものとに区分して開示することとなるが、IAS第19号では再測定を制度資産から発生したものと確定給付制度債務から発生したもの（すなわち数理計算上の差異）とに区分するだけでなく、数理計算上の差異をさらに人口統計上の仮定（退職率、死亡率等）の変更により生じたものと財務上の仮定（割引率、再評価率等）の変更により生じたものとに区分する必要がある。

#### (2) 制度資産の公正価値の分解

改正後日本基準においても、年金資産の主な内訳として株式、債券等の種類ごとの割合又は金額を開示することが求められているが、IAS第19号では資産の性質及びリスクによる区分、活発な市場における公表市場価格の有無による区分等より細分化した開示が求められている。

#### (3) 重要な数理計算上の仮定に関する確定給付制度債務の感応度分析

IAS第19号では、重要な数理計算上の仮定のそれぞれについての感応度分析（合理的に考え得る数理計算上の仮定の変化による確定給付制度債務の影響度）を開示することが求められている。日本の退職給付制度においては、割引率は多くの場合、重要な数理計算上の仮定となると思われる。これ以外にもキャッシュバランスプランであれば再評価率が重要な数理計算上の仮定となり得るし、終身年金を支給する制度であれば死亡率が重要な数理計算上の仮定となり得る。これらについて感応度分析を行うことが考えられる。

#### (4) 確定給付制度債務の満期分析に関する情報

IAS第19号では、確定給付制度債務の満期分析に関する情報を開示することが求められているが、この情報の例として、確定給付制度債務の加重平均デュレーション、給付支払の満期分析が挙げられている。

以上